

# 地域担当制を導入

## 地区担当職員の任命式を4月1日に実施

～7月から地区まちづくり会議を発足～

### 地域担当制とは…？

地域担当制とは、市職員が地域の皆さんと直接対話することで、市民の声が行政にしっかりと届く市役所の実現を目指すものです。

市職員が市民の皆さんとともに汗をかきながら、地区の課題を共有し、解決につなげていくことで、今後のまちづくりを進めていきます。

※地域担当職員制度は、高齢者の多い地域や山間部などにおいて、まちづくりの担い手として設置されることが多い制度ですが、今回のように、市民と職員が協働でまちづくりを行うために設置されるものは、全国的に見ても大変少ない事例です。

### 1 地区担当職員の任命

志木市では、地域担当制の導入により、市内を7つの地区に分け、地区住民と地区担当職員で構成する「地区まちづくり会議」を7月に発足させます。

今回、地区まちづくり会議の発足に先立ち、4月1日付けで地区担当職員（公募）を任命します。

地区担当職員／1地区5人（7地区 計35人）

※今回の地区担当職員のみ、平成26年4月1日から平成28年6月30日までの任期となります。

#### 【地区担当職員の任命式】

と き／平成26年4月1日（火） 午後3時30分～

ところ／志木市役所 3階 301・302会議室

### 2 地区まちづくり会議の構成委員

地区まちづくり会議は、1地区当たり20人程度（7地区140人程度）の委員で構成します。

構成委員の内訳／地区住民…15人程度（7地区 計105人程度）

地区担当職員…5人（7地区 計35人）

※地区住民の委員については、7月からの地区まちづくり会議の発足に向けて、今後、公募による募集を行います。

委員の任期／2年（7月1日～翌々年6月30日）

### 3 地区まちづくり会議の地区

7地区／上宗岡、中宗岡、下宗岡、本町、幸町、館、柏町

### 4 地区まちづくり会議の役割

- ① 地区固有のまちづくりへの課題の発見と解決
- ② 地区におけるまちづくりビジョンの策定
- ③ 市民協働による地区まちづくりの推進
- ④ 地域人材（市民力）の発見と活用
- ⑤ 市政に関する意見及び提言 など

記者発表資料

平成26年3月27日

市民生活部地域振興課

担当者／副課長 野口 敏明

電話番号／048（473）1111

内線 2142

志 木 市